

入札説明書

この入札説明書は、岩手県環境保健研究センターが発注する請負契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 発注業務内容

- (1) 件名 令和2年度検査検体搬送業務
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

2 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は次の書類を提出しなければならない
 - (ア) 運送事業に関する調書
貨物自動車運送事業法の規定に基づく許可書または届出に係る受理書等の写し
事業所の住所、電話、ファックス、メールアドレスなどの連絡先
 - (イ) 搬送体制に関する調書
本運送業務の用に供する車両の種類、数量及び保管場所
本運送業務に従事する運転手の人数
 - (ウ) 過去における主な運送業務実績
平成29年4月から令和2年3月の間における契約額500万円以上の定期運送業務の実施年度、契約額、発注者
- (2) (1)の書類を提出した入札参加者は、当該調書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) (1)の書類の提出場所及び提出期限
岩手県環境保健研究センター 検査部
令和2年3月16日（月） 午後3時

3 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
なお、実際の支払に当たっては入札書に記入された運搬経路別単価にそれぞれの運搬回数を乗じた金額によるので、必ず運搬経路別単価を記入すること。
- (2) 入札書は封書に入れて封表に次の事項を記載すること。なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
 - ① 氏名（法人にあつては商号または名称）
 - ② 「令和2年度検査検体搬送業務の入札書在中」
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引替えまたは取消しすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
なお、年間委任状等により、支店、営業所等に権限を委任している場合は、その委任状も提出すること。
- (5) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部または一部を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、請求書の提出を受け、当該入札参加者またはその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、または金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正した場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札参加者または代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) その入札に関する条件に違反して入札した場合

6 入札書に関する事項

入札書は岩手県環境保健研究センターが示す書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号または名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額（入札金額内訳を含む）

7 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、入札の総額（年間予定回数×単価の合計）が最低価格をもって落札者を決定するものとする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 落札者は契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 落札者は課税事業者届出書を提出しなければならない。

9 その他

- (1) 入札参加者または契約の相手方が本件調達に要した費用については、全て入札参加者または契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札に関する照会先
〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡一丁目11番16号
岩手県環境保健研究センター 検査部 電話 019-656-5673